

浜田市まちづくり総合交付金制度
中間検証結果報告書
(令和 5 年度)

令和 5 年 12 月

浜田市まちづくり総合交付金制度検証・検討委員会

目次

1	中間検証の目的	2
2	検証体制	2
3	検証・検討方法	2
4	評価・検証結果	
(1)	算定項目の評価・検証について	3
(2)	新たな算定項目の検討について	5
(3)	支出項目について	7
(4)	制度全般について	11
5	検討経過	12
6	参考資料	
(1)	浜田市まちづくり総合交付金交付要綱	13
(2)	浜田市まちづくり総合交付金制度改正検討委員会設置要綱	22

別冊

- ・まちづくり総合交付金中間検証に関するアンケート調査結果
(地区まちづくり推進委員会・単独自治会)

1 中間検証の目的

令和3年度から令和7年度までの5年間を事業期間(第3期)として実施する「浜田市まちづくり総合交付金制度」について、住民主体による協働のまちづくりをより一層推進する交付金制度となるよう、制度内容の検証及び検討を行うもの

2 検証体制

- (1) 浜田市まちづくり総合交付金制度検証・検討委員会(以下「検証・検討委員会」という。)を設置し、中間検証を行った。(設置要綱は22頁に掲載)

団体	職名	氏名	備考
公立大学法人島根県立大学 浜田キャンパス	准教授	佐々木 真佑	委員長
島根県西部県民センター 石見地域振興部石央地域振興課	課長	竹本 亮	副委員長
浜田地域協議会	委員	細川 良一	
金城地域協議会	委員	西田 修	
旭地域協議会	委員	新森 増美	
弥栄地域協議会	副会長	久谷 義美	
三隅地域協議会	委員	齋藤 正美	
浜田市まちづくりセンター合同連絡会	委員	岡本 薫	

- (2) 事務局 浜田市地域政策部地域活動支援課

3 検証・検討方法

前回の改正点や現制度の算定項目及び支出項目等について、地区まちづくり推進委員会や単独自治会にアンケート調査を実施し、その結果を踏まえ、検証・検討委員会において、評価・検証を行い、必要な見直しを検討した。

【前回の主な改正点】

- ・活動費に「高齢化加算」及び「年少人口加算」を追加
- ・課題解決特別事業の拡充

【アンケート調査】

- ・対象：地区まちづくり推進委員会（38団体）、単独自治会（75団体）
- ・調査時期：令和5年9月29日～10月13日
- ・アンケート調査の概要及び結果については、別冊「まちづくり総合交付金中間検証に関するアンケート調査結果報告書」参照

4 評価・検証結果

(1) 算定項目の評価・検証について

検討内容		「高齢化加算」及び「年少人口加算」（令和3年度から追加）			
前回改正の概要		地域の実情に応じた算定を行うため、新たに次の算定項目を追加			
		項目	高齢化加算	年少人口加算	
		対象	高齢化率(65歳以上人口割合)が市平均を超えているまちづくり委員会	年少人口率(14歳以下人口割合)が市平均を超えているまちづくり委員会	
		加算額	活動基礎額×市平均を超えた割合	活動基礎額×10%	
アンケート結果	高齢化加算	問4 高齢化加算の新設(活動費が増えた)ことで、事業や活動が充実した等の変化があったか(n=22)			
		変化があった	変化がなかった	わからない	未回答
		6団体(27%)	11団体(50%)	4団体(18%)	1団体(5%)
		問5 どのような変化があったか(n=6)			
		・新たな事業を実施した 1団体(16%)			
		・従来の事業を拡充した 4団体(67%)			
		・その他(将来性の計画指針の策定において有益) 1団体(16%)			
		問6 今後も高齢化加算が必要だと思うか(n=34)			
		必要だと思う	必要だと思わない	わからない	未回答
		22団体(64%)	5団体(15%)	5団体(15%)	2団体(6%)
問7 必要だと思う理由(n=22)					
・高齢者に関する事業を実施するため 7団体(32%)					
・高齢化に対応する事業を実施するため 12団体(55%)					
・その他(交付金が増えるから) 1団体(4%)					
・未回答 2団体(9%)					
問8 必要だと思わない理由(n=5)					
・高齢化加算が無くても事業が実施できるため 3団体(60%)					
・高齢化に対応する事業を実施しないため 2団体(40%)					

アンケート結果		年少人口加算	<u>問 9 年少人口加算の新設(活動費が増えた)ことで、事業や活動が充実した等の変化があったか</u> (n=8)			
			変化があった		変化がなかった	
			4 団体(50%)		3 団体(37%)	
			わからない		1 団体(13%)	
			<u>問 10 どのような変化があったか</u> (n=4)			
			・新たな事業を実施した 2 団体(50%) ・従来の事業を拡充した 2 団体(50%)			
			<u>問 11 今後も年少人口加算が必要だと思うか</u> (n=34)			
			必要だと思う		必要だと思わない	
			13 団体(38%)		3 団体(9%)	
			わからない		4 団体(12%)	
			未回答		13 団体(38%)	
			・その他(以前から活動に変化はないため必要性を感じない) 1 団体			
			<u>問 12 必要だと思う理由</u> (n=13)			
			・子どもに関する事業を実施する必要があるため 11 団体(32%) ・その他(子どもとともに子育てをしている親の支援に必要) 2 団体(15%)			
			<u>問 13 必要だと思わない理由</u> (n=3)			
			・年少人口加算に該当しないため 2 団体(67%) ・その他(そもそも活動しようと動く人材がいない) 1 団体(33%)			
主な意見	検証・検討委員会		・高齢化加算及び年少人口加算は、その用途を限定していないため、加算によってどのように活動が変化したかが分からない。 ・加算による活動への影響については、新型コロナの 5 類移行後の各団体の活動実績を、引き続き多く収集することが検証につながると考える。			
評価・検証			・高齢化加算及び年少人口加算により、各団体においては交付額が約 3~30 万円増加しており、新たな事業や既存事業の拡充ができた団体があったことから、一定程度、効果があったものと推測される。 ・高齢化への対応や高齢者に関する事業、子どもに関する事業を実施するための財源として今後も必要であるという意見があることから、高齢化加算及び年少人口加算は継続する必要があると考える。			
検討結果			・高齢化加算及び年少人口加算により、各団体の活動に一定の好影響を与えていることから、現状維持が適当である。 ・新型コロナの影響で活動が十分できなかったこと等を考慮し、引き続き、効果に関する検証を行うことが必要である。			

(2) 新たな算定項目の検討について

検討内容		・加算を設けることの効果と影響 ・地域の特性や活動に応じた算定方法のあり方				
アンケート結果		問 14 地域の実情に応じた算定を行うために、算定方法を変更(単価の見直しや算定項目の追加及び削除等)する必要があるか(n =34) <table><tr><td>変更する必要がある</td><td>変更する必要はない</td></tr><tr><td>20 団体 (59%)</td><td>14 団体 (41%)</td></tr></table> 問 15 増額する必要がある項目 ※上位 3 つ ①活動基礎額 ②高齢化加算 ③新たな算定項目(事業実施加算、活動数(内容)、寒冷地補助、人口割) 問 16 増額を行うための財源として減額する項目 ※上位 3 つ ①面積割 ②世帯数割 ③均等割、年少人口加算 ※③は同数	変更する必要がある	変更する必要はない	20 団体 (59%)	14 団体 (41%)
変更する必要がある	変更する必要はない					
20 団体 (59%)	14 団体 (41%)					
主な意見	アンケート	・団体の活動数や活動内容に応じて財政的支援を行ってほしい。 ・年々、増加するであろう高齢者、独居者等への対応のため、地域で有償ボランティア団体の設立など新たな事業に取り組む際の支援が必要である。				
	検証・検討委員会	・算定方法を変更するのであれば、算定項目を新設するよりは、既存の算定項目の割合を調整した方が複雑にならず制度としても分かりやすいと考える。 ・算定項目の割合を変更することで、更に減額となる地域も出てくる可能性もあるため、その変更については、引き続き慎重に議論すべきものとする。 ・目的が明確なものについては補助金を活用し、補助制度がないものについては課題解決特別事業等を活用するなどの使い分けが必要と考える。 ・交付金の使途については、地域の考えどおりに活用できる方が地域として使いやすいと考える。 ・交付金において目的や使途を限定した加算を行うことは、制度の趣旨にそぐわないため、特定の施策や事業を推進する場合は、他の補助制度を活用するなどして地域ごとに取組を進める必要があると考える。				

検討結果	・算定項目（方法）については、それぞれの地域の実情を考慮すると現状維持が適当である。 ・積極的に活動を行う団体については、課題解決特別事業を活用し、必要な財源を確保すること。 ・事業の目的に応じて、既存の補助制度を有効的に活用すること。
--------------------	--

(3) 支出項目について

検討内容	①対象経費の上限額の設定 ・備品購入費 ・工事請負費 ・食糧費 ②支出項目を対象経費とすることの是非 ・役員報酬 ・商品券、図書カード等 ・防犯灯電気代 ・委託費(シルバー人材センター等への委託)
------	---

①対象経費の上限額の設定

アンケート結果			問 17、18、19 上限額を見直す必要があるか		
			・ 上段：地区まちづくり推進委員会（n＝34）		
			・ 下段：単独自治会（n＝66）		
			項目	見直す必要がある	
			見直す必要はない		
主な意見 アンケート			備品購入費	13 団体(38%)	19 団体(56%)
				6 団体(9%)	53 団体(80%)
				工事請負費	
				13 団体(38%)	20 団体(59%)
				10 団体(15%)	47 団体(71%)
				食糧費	
			16 団体(47%)	16 団体(47%)	
			20 団体(30%)	41 団体(62%)	
			備品購入費	「見直す必要がある」と回答した理由	
				・ 税別の対応をしてほしい。	
				・ 物価高騰の影響を考慮してほしい。	
				・ 事前に市に相談、承認されたものであれば使えるようにしてもらいたい。	
「見直す必要がない」と回答した理由					
・ 交付金の対象額として妥当な金額だと思う。					
工事請負費	「見直す必要がある」と回答した理由				
	・ 税別の対応をしてほしい。				
	・ 物価高騰の影響を考慮してほしい。				
	・ 事前に市に相談、承認されたものであれば使えるようにしてもらいたい。				
	「見直す必要がない」と回答した理由				
	・ 交付金の対象額として妥当な金額だと思う。				
・ ある程度の上限額の設定は必要。					

主な意見		食糧費	「見直す必要がある」と回答した理由 ・ 税別の対応をしてほしい。 ・ 物価高騰の影響を考慮してほしい。 ・ 参加者 1 人当たり 1,500 円くらいに見直してほしい。 「見直す必要がない」と回答した理由 ・ 多いに越したことはないが、この金額なら妥当だと思う。 ・ 個人に資する部分において、概ね妥当だと思う。 ・ 物価高騰もあるが、現状では問題があるとは思っていない。 ・ 不足分は自主財源から出せばよい。
	検証・検討委員会		[備品購入費] ・ 備品の購入に関しては、交付金以外の既存の補助制度(市以外の補助制度も含む。)が活用できると考える。 [工事請負費] ・ 大規模な工事や修繕等を実施する際は、既存の補助制度(市以外の補助制度も含む。)の活用を検討し、制度としては、現状のままでよいと考える。 [食糧費] ・ 現状以上に食糧費への支出が多くなることは、交付金の活用方法として団体内で住民の理解を得ることは難しいと考える。 ・ 交付金の原資が公費であることから、交付金の基準としては、現行の 1,000 円でよいと考える。
評価・検証			・ 交付金の使途及び充当金額は、各団体で十分に話し合い、主体的に決定することが交付金制度本来の趣旨であると考えます。 ・ 公金である以上、一定の上限額は必要と考えます。 ・ 活動を行うに当たっては、交付金だけではなく、既存の補助制度(市以外の補助制度も含む。)も併せて活用し、財源の確保に努める必要があると考えます。
検討結果	備品購入費		・ 対象経費の上限額は、現行の額が妥当であり、現状維持が適当である。
	工事請負費		・ 対象経費の上限額は、現行の額が妥当であり、現状維持が適当である。
	食糧費		・ 対象経費の上限額は、受益者負担の観点から現状維持が適当である。

②支出項目を対象経費とすることの是非

アンケート結果			問 20、21、22、23 対象経費とすることについてどのように思うか ・ 上段：地区まちづくり推進委員会 (n = 34) ・ 下段：単独自治会 (n = 66) <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>引き続き対象とした方がよい</th><th>上限を設けた方がよい</th><th>対象としない方がよい</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>役員報酬</td><td>27 団体(79%) 49 団体(74%)</td><td>5 団体(79%) 7 団体(11%)</td><td>2 団体(6%) 6 団体(9%)</td></tr> <tr> <td>商品券、図書カード等</td><td>24 団体(70%) 49 団体(74%)</td><td>5 団体(15%) 6 団体(9%)</td><td>5 団体(15%) 8 団体(12%)</td></tr> <tr> <td>防犯灯の電気代</td><td>30 団体(88%) 58 団体(88%)</td><td>1 団体(3%) 2 団体(3%)</td><td>3 団体(9%) 4 団体(6%)</td></tr> <tr> <td>委託費</td><td>24 団体(71%) 52 団体(79%)</td><td>7 団体(20%) 8 団体(12%)</td><td>2 団体(6%) 2 団体(3%)</td></tr> </tbody> </table>	項目	引き続き対象とした方がよい	上限を設けた方がよい	対象としない方がよい	役員報酬	27 団体(79%) 49 団体(74%)	5 団体(79%) 7 団体(11%)	2 団体(6%) 6 団体(9%)	商品券、図書カード等	24 団体(70%) 49 団体(74%)	5 団体(15%) 6 団体(9%)	5 団体(15%) 8 団体(12%)	防犯灯の電気代	30 団体(88%) 58 団体(88%)	1 団体(3%) 2 団体(3%)	3 団体(9%) 4 団体(6%)	委託費	24 団体(71%) 52 団体(79%)	7 団体(20%) 8 団体(12%)	2 団体(6%) 2 団体(3%)
項目	引き続き対象とした方がよい	上限を設けた方がよい	対象としない方がよい																				
役員報酬	27 団体(79%) 49 団体(74%)	5 団体(79%) 7 団体(11%)	2 団体(6%) 6 団体(9%)																				
商品券、図書カード等	24 団体(70%) 49 団体(74%)	5 団体(15%) 6 団体(9%)	5 団体(15%) 8 団体(12%)																				
防犯灯の電気代	30 団体(88%) 58 団体(88%)	1 団体(3%) 2 団体(3%)	3 団体(9%) 4 団体(6%)																				
委託費	24 団体(71%) 52 団体(79%)	7 団体(20%) 8 団体(12%)	2 団体(6%) 2 団体(3%)																				
主な意見	アンケート	役員報酬	<u>「引き続き対象とした方がよい」と回答した理由</u> ・ 地域の為に活動を行っているので、交付金からの支出でよいのではないかと。 ・ 報酬の金額は各団体で決めればよいが、交付金から全く出せないとなると厳しい。 <u>「上限を設けた方がよい」と回答した理由</u> ・ 確かに役員報酬は必要ではあるが、もっと活動費用に使用するべきと思う。 ・ 社会通念上の範囲内に収まる額であれば認めてもよいと思うが、それなりの活動が伴うことが要件となる。 <u>「対象としない方がよい」と回答した理由</u> ・ 町内会費から支給すればよい。																				
	アンケート	商品券・図書カード等	<u>「引き続き対象とした方がよい」と回答した理由</u> ・ 支給目的と支給先が明確で、且つ常識的な金額においては、対象として欲しい。 ・ 作業やイベントをしてその対価としての対象であるならばよいと思う。 <u>「上限を設けた方がよい」と回答した理由</u> ・ 食糧費と同様な扱い(上限額の設定)が適切と考える。 <u>「対象としない方がよい」と回答した理由</u> ・ 金券の配布は好ましくない。 ・ (商品券を)何に使用しているのか不明瞭である。																				

主な意見		防犯灯の電気代	「引き続き対象とした方がよい」と回答した理由 ・防犯灯は安全安心なまちづくりに必要不可欠なものである。 ・みんなが使用していることに交付金を立てることはよいと思う。 「上限を設けた方がよい」と回答した理由 ・使用料の〇割とした方がよい。 「対象としない方がよい」と回答した理由 ・町内会か自治会費で支払うべきである。
		委託費	「引き続き対象とした方がよい」と回答した理由 ・地域住民の高齢化で草刈りや特殊作業が難しくなるため、業者への委託は必要になる。 「上限を設けた方がよい」と回答した理由 ・上限を設けて、不足額は町内で負担したらよいと思う。 ・委託過多にならない為にも上限を設定し抑制したらどうか。 「対象としない方がよい」と回答した理由 ・地域住民で自分たちの地域を守っていく意識が薄れると思う。
	検証・検討委員会		[役員報酬] ・報酬は、賃金や手当的な意味合いで支出している部分もあると考える。 [全般] ・交付金の使途や金額については、地域で協議して決めていることから、対象経費の取扱いはこれまでどおりで差し支えないと考える。
評価・検証			・交付金は、活動の活性化や地域の課題解決につながるよう地域で十分に議論して活用されることが望ましいと考える。 ・交付金の決算書のみをもって、団体の活動状況を量るのではなく、総会資料等で団体の活動全体を把握し、総合的に交付金の効果や影響を評価することが重要と考える。 ・各団体は、地域住民及び市に対して町内会費等の自主財源と併せて交付金の活用について、分かりやすく報告(共有)するよう、引き続き努める必要があると考える。
検討結果	役員報酬		・役員としての活動に対する報酬は必要であるため、引き続き対象経費とすることが適当である。
	商品券、図書カード等		・まちづくり活動の一環として目的を持って活用しているため、引き続き対象経費とすることが適当である。
	防犯灯の電気代		・防犯灯の維持管理は公共性が高く、保守管理を団体が自主的に行っているため、引き続き対象経費とすることが適当である。
	委託費		・担い手不足や高齢化に対応するため、引き続き対象経費とすることが適当である。

(4) 制度全般について

今回の中間検証を通して集約した意見を踏まえ、制度全般に係る事項や次期制度の検討に向けて特に留意すべき事項について次のとおり整理する。

ア まちづくり総合交付金制度、活用のあり方について

(ア) まちづくり総合交付金は、地区まちづくり推進委員会の貴重な財源として活用されており、今後も地域の課題解決や特色を活かし、住民主体のまちづくりを推進していくためにも、長期的に制度を継続すべきである。

(イ) 地域の課題解決や特色を活かしたまちづくりを推進していくための活動財源として交付されており、地域によって異なる地域課題に対応するための事業や特色ある取組を進めていく上で、地域が自ら交付金の使途を決定し、主体性を持って活用することで、住民主体によるまちづくり活動が展開されるものである。

そのためにも、市は交付金の趣旨及び目的を地域に対して継続的に説明するとともに、交付金を活用した取組や成果が広く市民に理解され、他のまちづくり団体に活動の輪が広がるような情報提供・共有の仕組みや機会を用意する必要がある。

また、交付金の原資は税金であることから、各団体においては公金として適正に執行することはもとより、幅広く地域住民がまちづくりに参画し、その恩恵を受けられるよう、交付金の活用についてよく話し合い決定することが重要である。

イ 地区まちづくり推進委員会による活動の推進について

人口減少・少子高齢化が進む中、地区まちづくり推進委員会は、浜田市協働のまちづくり推進条例(令和2年浜田市条例第31号)において、地区の課題解決や活性化を図るための組織として位置付けられ、個性を活かしたまちづくりを進める重要な役割を担っている。

市は財政的な支援だけではなく、組織運営や事業実施のサポートなど、総合的な支援を引き続き行う必要がある。

ウ 交付金制度の検証について

今回は、令和3年度から令和7年度までの5年間を事業期間として実施する第3期事業の中間検証として評価・検証を行った。

しかしながら、令和3年度及び令和4年度は、新型コロナの影響により、地域において思うような活動が実施することができなかったこともあり、引き続き交付金制度の効果や成果を注視し、評価・検証を行っていく必要がある。

5 検討経過

時期	会議・アンケート	内容
令和5年 7月28日	第1回検証・検討委員会	(1) 正副委員長の選任について (2) まちづくり総合交付金について (3) 意見交換
9月29日 ～ 10月13日	アンケート調査実施	対象：地区まちづくり推進委員会(38団体) 単独自治会(75団体)
10月17日	第2回検証・検討委員会	(1) 算定方法について ア 算定項目の評価・検証 イ 新たな算定項目の検討 (2) 支出項目について
11月1日	第3回検証・検討委員会	中間検証結果報告書(素案)について
11月29日	第4回検証・検討委員会	中間検証結果報告書(案)について

6 参考資料

○浜田市まちづくり総合交付金交付要綱

平成23年 3 月31日 告示第40号

改正

平成24年 3 月30日 告示第40号
平成25年 3 月29日 告示第39号
平成28年 3 月23日 告示第24号
平成29年 3 月29日 告示第45号
平成31年 3 月29日 告示第55号
令和 2 年 4 月23日 告示第97号
令和 3 年 2 月26日 告示第30号
令和 4 年 3 月31日 告示第62号
令和 5 年 3 月20日 告示第25号

浜田市まちづくり総合交付金交付要綱

(目的)

第 1 条 この告示は、地区まちづくり推進委員会及び町内会等に対し、浜田市まちづくり総合交付金（以下「総合交付金」という。）を交付することにより、住民主体によるまちづくり活動を支援するとともに、その気運の醸成を図り、もって活力ある地域コミュニティの形成に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地区まちづくり推進委員会 浜田市地区まちづくり推進委員会認定要綱（平成23年浜田市告示第39号。以下「認定要綱」という。）第 6 条の規定により認定を受けた団体をいう。
- (2) 町 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第 1 項の町をいう。
- (3) 町内会等 市内において、町内会若しくは自治会として町の区域又は一定の区域に住所を有する者の地縁に基づき形成される団体（第 1 号に規定する団体を除く。）をいう。

(交付対象者)

第 3 条 総合交付金の交付の対象となる団体（以下「交付対象者」という。）は、地区まちづくり推進委員会及び町内会等のうち、継続的に次の各号のいずれかに掲げる活動を行うものとする。

- (1) 総会又は役員会の開催等組織の運営に関すること。
- (2) 地域の環境及び景観の保全に関すること。
- (3) 地域の防犯及び防災に関すること。
- (4) 青少年の健全育成に関すること。
- (5) 健康福祉の向上に関すること。
- (6) 地域文化の継承及び創出に関すること。
- (7) 地域コミュニティの維持及び形成に関すること。

- (8) 生活基盤の確保に関すること。
- (9) 地域資源の活用に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、地域のまちづくりに関し、特に必要があると認められること。

(総合交付金の区分及び額)

第4条 総合交付金の区分及び額は、別表に定めるとおりとし、その総額は予算の範囲内とする。

(総合交付金の使途の制限)

第5条 総合交付金は、次の各号に掲げる総合交付金の区分に応じ、当該各号に定める活動に要する経費に充てるものとする。この場合において、交付対象者は、均等割、世帯数割及び面積割に係る総合交付金に限り、交付対象者を構成する団体に交付し、当該団体が主体となり行う活動に要する経費に充てることができる。

- (1) 均等割、世帯数割、面積割及び活動費 第3条に掲げる活動
- (2) 課題解決特別事業費 認定要綱第9条第1項に規定する地区まちづくり計画に基づく次に掲げる活動(その活動に要する経費が20万円以上のものに限る。)
 - ア 地域課題を解決するために新たにに取り組む活動又は既存の活動を拡充して取り組む活動
 - イ 複数年度にわたって地域課題を解決するために取り組む活動又は他団体へのモデルとなるような先進的な活動
 - ウ 複数の地区まちづくり推進委員会又は複数のまちづくりセンターが連携して地域課題を解決するために取り組む活動であって、他団体へのモデルとなるような先進的なもの
- (3) 地区まちづくり推進委員会設立促進事業費 地区まちづくり推進委員会として認定を受けるために行う調査、検討その他の活動

2 総合交付金は、次に掲げる経費に充ててはならない。

- (1) 宗教的活動に要する経費
- (2) 政治目的の活動に要する経費
- (3) 物品(原則として単価が20万円未満のものを除く。)又は酒類の購入に要する経費
- (4) 建物の整備、修繕等(原則としてその費用が60万円未満のものを除く。)に要する経費
- (5) 寄附又は協賛に要する経費
- (6) その他市長が適当でないと認める経費

(交付可能額の事前通知)

第6条 市長は、交付対象者が総合交付金の交付を受けようとする年度の前年度の3月末日までに、当該交付対象者が翌年度において交付を受けることができる総合交付金(課題解決特別事業費及び地区まちづくり推進委員会設立促進事業費に係るものを除く。以下「交付可能額」という。)の見込額を算定し、まちづくり総合交付金交付可能額通知書(様式第1号)により当該交付対象者に通知するものとする。

(交付申請)

第7条 総合交付金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、総合交付金の交付を受けようとする年度の6月末日（地区まちづくり推進委員会設立促進事業費に係るものにあつては、市長が別に定める期日）までにまちづくり総合交付金交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 事業計画書
 - （2） 収支予算書
 - （3） その他市長が必要と認める書類
- （交付決定等）

第8条 市長は、前条の申請があつたときは、速やかに内容を審査し、交付の可否を決定し、まちづくり総合交付金交付決定（却下）通知書（様式第3号）により申請者に通知するとともに、総合交付金の全部又は一部を交付するものとする。

（変更交付申請等）

第9条 総合交付金の交付決定を受けた団体（以下「交付事業者」という。）は、その交付決定のあつた額（以下「交付決定額」という。）を変更しようとするときは、まちづくり総合交付金変更交付申請書（様式第4号）に第7条各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、まちづくり総合交付金変更交付決定（却下）通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（団体の新設等）

第10条 年度の途中において、地区まちづくり推進委員会を新たに設置し、又は解散した場合における総合交付金の額等必要な事項は、市長が別に定める。

（繰越し等）

第11条 交付事業者は、総合交付金の交付を受けた年度（以下「事業年度」という。）の決算において余剰金が生じたときは、当該余剰金（課題解決特別事業費及び地区まちづくり推進委員会設立促進事業費に係るものを除く。）を事業年度の翌年度に限り繰り越してこれを使用することができる。

2 前項の規定により余剰金を事業年度の翌年度に繰り越してこれを使用しようとする交付事業者は、事業年度の3月末日までにまちづくり総合交付金繰越協議書（様式第6号）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定による協議があつたときは、その内容を審査し、繰越しの可否を決定し、まちづくり総合交付金繰越承認（不承認）通知書（様式第7号）により当該繰り越して使用することができる余剰金（以下「繰越金」という。）の額を通知するものとする。

4 市長は、交付事業者が第1項の規定により余剰金を事業年度の翌年度に繰り越したときは、同年度における交付決定額から、次の各号に掲げる団体の区分に応じ当該各号に定める額を控除し、これを交付するものとする。

- （1） 地区まちづくり推進委員会のうち、繰越金相当額が当該事業年度における交付可能額の5分の1の額を超えるもの 当該繰越金相当額から当該5分の1の

額を控除した額

- (2) 町内会等 当該繰越金相当額
(積立て)

第12条 地区まちづくり推進委員会は、総合交付金を事業年度の翌年度以降において行う活動に要する経費に充てようとするときは、当該総合交付金を積み立てることができる。

2 前項の規定により総合交付金を積み立てようとする地区まちづくり推進委員会は、事業年度の3月末日までにまちづくり総合交付金積立計画協議書(様式第8号)を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定による協議があったときは、その内容を審査し、積立ての可否を決定し、まちづくり総合交付金積立承認(不承認)通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(実績報告)

第13条 交付事業者は、事業年度の翌年度の4月末日までにまちづくり総合交付金実績報告書(様式第10号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 会計監査を受けたことが確認できる書類
- (4) 総合交付金の使途を確認できる書類(交付を受けた総合交付金の一部を交付事業者の構成団体又は関係団体に交付した場合に限る。)
- (5) 活動状況が確認できる写真
- (6) 積立金の管理状況が確認できる書類(交付を受けた総合交付金の一部を積立金として保有している場合に限る。)
- (7) その他市長が必要と認める書類
(交付決定の取消し)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、総合交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により総合交付金の交付を受けたとき。
- (2) 総合交付金を第5条第1項各号に掲げる総合交付金の区分に応じ、当該各号に定める活動以外の活動に使用したとき。
(総合交付金の返還)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するとき、期限を定めて、当該各号に定める部分のまちづくり総合交付金の返還を命ずるものとする。

- (1) 第11条第1項の規定により余剰金を事業年度の翌年度に繰り越した交付事業者が、当該翌年度の決算において繰越金に余剰金を生じさせたとき 当該繰越金の余剰金に係る部分
- (2) 第12条第1項の規定により総合交付金を積み立てた交付事業者が、当該積み立てた総合交付金を充てようとした経費に係る活動を完了した場合等において、当該積み立てた総合交付金に余剰金を生じさせたとき 当該積み立てた総合交

付金の余剰金に係る部分

- (3) 前条の規定により総合交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消したとき 当該総合交付金の取消しに係る部分
(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。
(令和元年度に交付を受けた総合交付金に係る実績報告の特例)
- 3 令和元年度に交付を受けた総合交付金に係る実績報告については、第13条各号列記以外の部分中「事業年度の翌年度の4月末日」とあるのは、「令和2年6月30日」と読み替えて同条の規定を適用する。

附 則 (平成24年3月30日告示第40号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の浜田市まちづくり総合交付金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る総合交付金について適用し、同日前の申請に係る総合交付金については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年3月29日告示第39号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の浜田市まちづくり総合交付金交付要綱(第14条を除く。)の規定は、平成25年度以後の年度分の総合交付金について適用し、平成24年度分までの総合交付金については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月23日告示第24号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 次項及び附則第4項に定めるものを除き、この告示による改正後の浜田市まちづくり総合交付金交付要綱(以下「新告示」という。)の規定は、平成28年度以後の年度分の総合交付金について適用し、平成27年度分までの総合交付金については、なお従前の例による。
- 3 新告示第16条の規定は、平成27年度分までの総合交付金についても、適用する。
(平成28年度の総合交付金の特例)
- 4 平成28年度に交付する総合交付金については、新告示第12条第4項第1号の規定は、適用しない。

附 則（平成29年 3 月29日告示第45号）

この告示は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 3 月29日告示第55号）

この告示は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月23日告示第97号）

この告示は、令和 2 年 4 月23日から施行する。

附 則（令和 3 年 2 月26日告示第30号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、同年 2 月26日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の浜田市まちづくり総合交付金交付要綱の規定は、令和 3 年度以後の年度分の総合交付金について適用し、令和 2 年度分までの総合交付金については、なお従前の例による。

附 則（令和 4 年 3 月31日告示第62号）

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月20日告示第25号）

この告示は、令和 5 年 3 月20日から施行する。

別表（第 4 条関係）

総合交付金の額

区分			総合交付金の額
1	均等割		1 町内会等につき 2 万円
2	世帯数割		総合交付金を交付する年度の 前年度の 2 月 1 日（以下「基 準日」という。）における交 付対象者の世帯数に次の各号 に掲げる団体の区分に応じ、 当該各号に定める金額を乗じ て得た額 （1） 地区まちづくり推進 委員会 1,500円 （2） 町内会等 1,200円
3	面積割		基準日における交付対象者の 区域の面積（ヘクタールを単 位とした当該面積に小数点第 2 位未満の端数が生じたとき は、これを四捨五入した面 積）に 1 ヘクタールにつき 100円を乗じて得た額
4	活動	（1） 活 ア 認定要綱第 3 条第 1 項第 1 号	1 のまちづくりセンターの管

費	動基礎額	又は第 2 号の規定による地区まちづくり推進委員会		轄する区域又は 1 の小学校の校区につき 100 万円（世帯数が 1,500 世帯以上のものにあつては、200 万円）	
		イ 前号以外の地区まちづくり推進委員会	(ア) 単一の町で構成される地区まちづくり推進委員会	世帯数がおおむね 150 世帯以上 500 世帯未満	30 万円
				世帯数が 500 世帯以上 750 世帯未満	50 万円
				世帯数が 750 世帯以上 1,000 世帯未満	75 万円
				世帯数が 1,000 世帯以上 1,500 世帯未満	100 万円
				世帯数が 1,500 世帯以上	200 万
			(イ) 複数の町で構成される地区まちづくり推進委員会	世帯数がおおむね 100 世帯以上 300 世帯未満	30 万円
				世帯数が 300 世帯以上 400 世帯未満	50 万円
				世帯数が 400 世帯以上 500 世帯未満	75 万円
				世帯数が 500 世帯以上 1,500 世	100 万円

				帯未満	
				世帯数が 1,500世帯 以上	200万
	(2) 高 齢化加 算	地区まちづくり推進委員会のう ち、その高齢化率が市の高齢化率 を超えているもの			交付対象者が適用を受ける活 動基礎額に、交付対象者の高 齢化率から市の高齢化率を差 し引いて得た率を乗じて得た 額
	(3) 年 少人口 加算	地区まちづくり推進委員会のう ち、その年少人口率が市の年少人 口率を超えているもの			交付対象者が適用を受ける活 動基礎額に10分の1を乗じて 得た額
5 課題解決特別事業 費	第5条第1項第2号アに掲げる活 動			50万円	
	第5条第1項第2号イに掲げる活 動			100万円	
	第5条第1項第2号ウに掲げる活 動			200万円	
6 地区まちづくり推 進委員会設立促進事 業費	地区まちづくり推進委員会として 認定を受けることを検討している 団体			5万円	
	地区まちづくり推進委員会として 認定を受けることを決定している 団体			20万円	

備考

- (1) 総合交付金は、次に掲げる額の合計額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）以内の額とする。
- ア 地区まちづくり推進委員会 第1項から第5項までの額
- イ 町内会等 第1項から第3項まで及び第6項の額
- (2) 「まちづくりセンター」とは、浜田市まちづくりセンター条例（令和2年浜田市条例第41号）第2条第1項のまちづくりセンターをいう。
- (3) 「小学校の校区」とは、平成22年4月1日における浜田市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（平成17年浜田市教育委員会規則第15号）別表第1に規定する小学校の校区をいう。
- (4) 「高齢化率」とは、基準日における総人口に占める65歳以上の人口の割合（当該割合に小数点第2位未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した割合）をいう。
- (5) 「年少人口率」とは、基準日における総人口に占める14歳以下の人口の割合（当該割合に小数点第2位未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した割合）をいう。

- (6) 「地区まちづくり推進委員会として認定を受けることを検討している団体」及び「地区まちづくり推進委員会として認定を受けることを決定している団体」とは、町内会等で組織された団体であって、当該団体において地区まちづくり推進委員会として認定を受けることを検討し、又は決定していると市長が認めるものをいう。

浜田市まちづくり総合交付金制度検証・検討委員会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 浜田市まちづくり総合交付金（浜田市まちづくり総合交付金交付要綱（平成23年浜田市告示第40号）に規定する総合交付金（以下「総合交付金」という。）制度の検証・検討に関し、広く関係者の意見を聴取するため、浜田市まちづくり総合交付金制度検証・検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（構成等）

第2条 委員会は、15人以内の委員で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見者
- (2) 関係行政機関の委員
- (3) 公共的団体の代表
- (4) その他市長が特に必要と認める者

（任期）

第3条 委員の任期は、総合交付金制度の検証・検討に要する間とする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、市長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（報償費及び実費弁償）

第6条 委員が委員会の会議に出席した場合は、日額6,000円の報償費及び浜田市参考人等の実費弁償に関する条例（平成28年浜田市条例第14号）第2条第2項の規定の例により費用弁償に相当する額の実費弁償を支給する。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、地域政策部地域活動支援課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。